

令和5年長審第2号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年10月2日23時16分

長崎港西部

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 1.8トン

登録長 6.33メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 58キロワット

3 事実の経過

Aは、平成4年10月に進水したFRP製モーターボートで、船体中央部に操舵室を配し、同室前部右舷寄りに舵輪、その前方にGPSプロッター、右舷側に機関遠隔操縦装置及び機関回転計、後方に操縦席をそれぞれ備え、a受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、令和4年10月2日18時00分長崎港第5区の船だまりを発し、同港北西方沖合の釣り場に向かった。

ところで、長崎港は、九州西岸の長崎半島基部の西側に位置する西方に開いた港で、港域内は第1区から第6区の6港区及び航路に分かれ、同港西部中央に、東西方向60メートルないし20メートル、南北方向約300メートルの長崎県中ノ島が存在し、同島南端が第5区と第6区の境界の一部を構成しており、中ノ島の周囲には陸岸から沖合100メートルないし20メートルのところまで、干出浜を含む水深2メートル以下の浅礁域（以下「中ノ島浅礁域」という。）が拡張し、同島南端南西方沖合230メートルのところ、ほぼ南北方向に延びる長さ300メートルの防波堤（沖）が築造され、同防波堤南端には、光達距離が5海里で毎4秒に緑色1閃光を発する、灯高15メートル、高さ10メートルの長崎港沖防波堤南灯台（以下「長崎港灯台」という。）が、北端には、防波堤先端明示の目的で、光達距離が4海里で毎4秒に黄色1閃光を発する、灯高8.6メートル、高さ2.4メートルの簡易標識灯がそれぞれ設置され、同浅礁域を囲む2メートル等深線と防波堤（沖）北端とに挟まれた約160メートルの水域が小型船舶の通航路となっていて、Aに装備されたGPSプロッターの画面を詳細表示画面に切り替えることで中ノ島浅礁域を表示することができた。

a 受審人は、18時30分前示釣り場に至って釣りを始め、22時00分釣りを中断して長崎港第4区の船だまりに移動し、同乗させた知人2人を船尾甲板に設けられた椅子に腰掛けさせ、22時50分同船だまりを発し、中ノ島南方沖合を經由する予定で釣り場に戻ることとし、GPSプロッターを作動させ、自らは舵輪後方で立った姿勢で操船に当たり、中ノ島浅礁域の存在を承知していたので、長崎港灯台東方沖合で簡易標識灯の灯火を視認したら、同灯火と50メートルないし100メートルの離隔距離で航過するつもりで、23時14分半少し前長崎港灯台から105.5度（真方位、以下同じ。）910メートルの地点で、針路を防波堤（沖）北方沖合に向く318度に定め、機関を回転数毎分3,800にかけ、18.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a 受審人は、23時15分僅か前長崎港灯台から089度640メートルの地点に達したとき、簡易標識灯の灯火を見つけることができず、中ノ島浅礁域まで550メートルのところとなり、その後同浅礁域に向首接近する状況であったが、長崎港灯台の灯光との距離を目測した印象から、このままの針路でも中ノ島南方沖合を無難に航過できるものと思い、GPSプロッターで中ノ島浅礁域との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、中ノ島浅礁域に向首したまま続航中、簡易標識灯の灯火を見つけられなかったため不安を感じ、23時16分僅か前僅かに左舵を取り、23時16分長崎港灯台から031.5度500メートルの地点において、Aは、船首が307度を向いたとき、原速力のまま、同浅礁域の干出浜に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力1の東風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあた

り、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に破口を伴う擦過傷等を生じたが、のちに修理され、a 受審人が皮膚剥脱創（両手、左下肢）等を、同乗者 2 人が下顎部打撲挫創等をそれぞれ負った。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、夜間、長崎港西部において、同港北西方沖合の釣り場に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、中ノ島浅礁域に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、長崎港西部において、同港北西方沖合の釣り場に向けて航行する場合、簡易標識灯の灯火を見つけられずにいたのだから、中ノ島浅礁域に向首接近することのないよう、GPSプロッターで同浅礁域との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、長崎港灯台の灯光との距離を目測した印象から、このままの針路でも中ノ島南方沖合を無難に航過できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、中ノ島浅礁域に向首進行して同浅礁域の干出浜への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせ、同乗者 2 人を負傷させるとともに自らも負傷するに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 1 0 月 5 日

長崎地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁